

協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

No.156 (2022 年 5 月)

2020 年世界信用組合統計の発表

世界信用組合評議会（米国ウィスコンシン州、以下 WOCCU）は、昨年（2021 年）10 月 13 日に、2020 年の統計を発表しました。

2020 年は、インドで報告データの大規模な修正があったため、世界的なコロナ禍にあったにもかかわらず、世界の信用組合員数は前年比 29% の大幅増加となりました。

また、今回の統計で、WOCCU は初めて信用組合の男女格差（以下ジェンダーギャップ）と、組合員の年齢分布に関する調査結果の公表をおこない、今後世界の信用組合が取組まなければならない、「ジェンダーギャップの解消」と「次世代の取りこみ」という重要な課題について提議しました。

WOCCU の傘下には、Global Women Leadership Network (以下 GWLN、世界女性リーダーシップネットワーク) という組織があり、信用組合の女性職員や女性の組合員の職場や日常生活におけるジェンダーの不平等の是正に取り組んでいます。具体的には、世界中で信用組合の女性管理職を増やし、公平で透明性の高い評価システムを確立して、男性と同一賃金を実現するための活動を行っています。

そのために、WOCCU が持つ国際的なネットワークを利用して、世界各地の信用組合連の業界横断的な女性のネットワークを作っており、国境を越えた女性同士のつながりを深めています（残念ながら日本では未だ出来ていません）。また、次世代の信用組合の女性リーダー候補を後援（専門的なトレーニングプログラムを通じた教育等）するほか、専門的なチームが様々なサポートを提供して、女性の能力開発の手伝いをしています。

次世代の取り込みにあたっては、WOCCU はデジタル化が重要な鍵であるとの認識を持っています。「スマートフォン」を「電話」ではなく、生活を快適にするための「道具」として考えている次世代を取り込んでいくため、毎年開催されるフォーラムでは、重要テーマの一つとして取り上げ、著名なゲストスピーカーが講演を行うことが、フォーラムの目玉の一つとなっています。

※ 以下、詳細は次頁「時評」参照

一般社団法人全国信用組合中央協会 調査企画部部長 小川 元利(アジア信用組合連盟担当)

■本号の目次■

「2020 年世界信用組合統計の発表」（小川元利）	1
◆時評◆「2020 年世界信用組合統計の発表について（詳報）」（小川元利）	2
◆第 18 回シンポジウム報告（1）◆	
開会挨拶「シンポジウムの開会にあたって」（平澤克彦）	5
基調講演「協同組合のアイデンティティと協同金融」（石田正昭）	7
◆会員の声「再び、わが著書を語る」（石川清英）（27）／◆定例研究会・総会のお知らせ	28

2022 年 5 月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0083 千代田区麹町 3-2-6 麹町本多ビル 3 B 日本福祉サービス評価機構気付

電話&Fax 03-3262-2260 e-mail : kinyucoop@mail.goo.ne.jp

* HP <http://kyodokinyu.org> / Facebook もご利用ください。

2020 年世界信用組合統計の発表について（詳報）

一般社団法人全国信用組合中央協会 調査企画部部长 小川 元利
(アジア信用組合連盟担当)

世界信用組合評議会（米国ウィスコンシン州、以下 WOCCU）は、昨年（2021 年）10 月 13 日に、2020 年の統計を発表しました。

2020 年は、インドで報告データの大規模な修正があったため、世界的な新型コロナ禍にもかかわらず、信用組合員数は前年比 29% の大幅増加となりました。

今回の統計では、WOCCU は初めて信用組合の男女格差（以下ジェンダーギャップ）と、組合員の年齢分布に関する調査結果の公表をおこない、今後世界の信用組合が取組まなければならない、「ジェンダーギャップの解消」と「次世代の取りこみ」という重要な課題について見解を示しました。

I. 信用組合統計結果

【別表 1: 世界の信用組合統計(抜粋)】

地域	国数	信用組合数		組合員数（人）		預金・資本金残高（USD）		貸出金残高（USD）	
		2020 年	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年
アジア	24	33,472	33,634	13,864 万	6,483 万	5,444 億	3,752 億	3,906 億	2,695 億
日本	—	145	145	398 万	397 万	2,072 億	2,011 億	1,144 億	1,102 億
韓国	—	879	883	642 万	634 万	968 億	835 億	725 億	609 億
タイ	—	2,288	2,264	446 万	468 万	808 億	721 億	722 億	709 億
インド	—	1935	2638	9,107 万	2,006 万	1,388 億	0.56 億	1,032 億	0.85 億
オセアニア	14	237	177	564 万	580 万	910 億	749 億	815 億	703 億
北米	2	5,655	5,825	13,631 万	13,224 万	19,143 億	1,599 億	1,490 億	1,407 億
カリブ諸国	18	375	371	376 万	352 万	86 億	69 億	63 億	52 億
ラテンアメリカ	17	2,760	2,808	4,185 万	3,793 万	871 億	767 億	638 億	736 億
欧州	16	3,382	3,574	852 万	918 万	268 億	249 億	117 億	124 億
アフリカ	27	40,570	39,666	4,041 万	3,789 万	175 億	106 億	126 億	117 億
合計	118	86,451	86,055	37,516 万	29,143 万	26,901 億	21,685 億	20,571 億	18,503 億

1. 組合員数

2020 年 12 月 31 日現在、信用組合数は、世界 118 カ国で 86,451 信用組合（2019 年：86,055 信用組合）、その組合員数は、375,160,065 名（2019 年：291,432,972 名）となりました。（別表 1 参照）

2019 年に比べ、約 8,400 万人も組合員数が増加したのは、インド中央銀行（Reserve Bank of India）および信用組合連盟（The National Federation of State Cooperative Bank）からの報告が、約 9,100 万人増と 2019 年の 2,000 万人から大幅な上方修正があったことに起因しています。また、インド以外の国でも、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大と、その影響によるロックダウンがあったにもかかわらず、約 1,400 万人の増加となりました。

地域別で見ると、インドの組合員数が飛躍的に増加したことを受けて、アジアの信用組合員数は前年比 114% 増加となりました。その他の地域では、ラテンアメリカが 10% の増加、そしてアフリカ/カリブ海諸国で 7% 増加しています。

2020 年は、新型コロナ禍が続くなか、各国の最前線で働く信用組合の職員が、組合員への緊急的な特別支援や救済措置に取り組んだ結果、世界のすべての地域で信用組合は拡大しました。また、一部の信用組合では、積極的に業務のデジタル化を進め、組合員の利便性の向上を一層はかってサービスを拡大した結果、新規組合員の増加に繋がっているとしています。

2. 預金・資本金残高／貸出金残高

預金・資本金残高は、全体で 23%増加して、初めて 3 兆ドルを超えました。新型コロナウイルス感染症に備えて、世界中の組合員が積極的に預金を増やし支出を抑えたため、預金残高の伸びが貸出残高の伸びを大きく上回り（預金前年比 24%、貸出金は 11%の増加）、その結果、預貸率は低下しています。また、ロックダウンの影響で景気の不透明感が台頭するなか、利払いの遅延や停止が増加しており、既存の貸出金ポートフォリオの質の低下が顕著になっており、全般的に信用リスクが高まっています。

預貸率の悪化傾向は、開発途上国/エマージング諸国で強く、アフリカでは預金は前年比 65%（米ドルベース）の大幅増加となった反面、貸出は僅か 7%増加に留まっています。また、南米諸国では預金は前年比 14%の増加だったものの、貸出は前年比で減少しています。

II. 信用組合の男女格差（以下ジェンダーギャップ）ほか

今回公表された 2020 年の信用組合統計では、WOCCU は初めて信用組合のジェンダーギャップに関する調査結果を公表しました。調査は WOCCU のレギュラーメンバー（正会員）である、34 団体（信用組合連盟）に加盟している信用組合員と役職員の男女比率や年齢構成についてアンケート調査を行ったものです。

アンケートの結果では、信用組合業界に大きな男女格差、所謂ジェンダーギャップが存在することが明確になりました。これは、信用組合の役職員だけではなく、信用組合会員にもあることが明確になっています。

1. 男女格差

アジア、アフリカ、そして欧州では、信用組合員の 60%が男性になっています。一方、中南米においては組合員の男女比率はほぼ 50%ずつになっています。

信用組合の管理職/役員の男女比率では、先進国が多い欧州で最もバランスがとれていて、理事の 60%が女性で、理事長の 51%が女性になっています。一方、アジアの信用組合の場合は理事/理事長ともに女性比率が低く、男性比率は 70%を超えています。また、アフリカ、中南米、そして北米の信用組合でも、管理職の 60%以上が男性になっています。

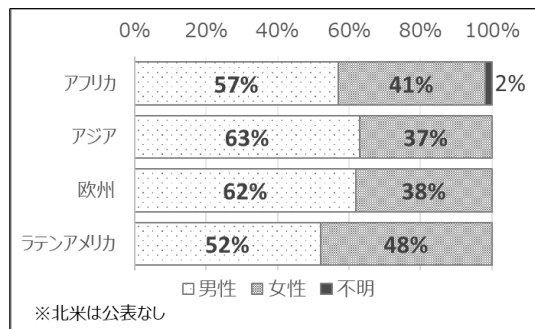
この調査結果を受けて WOCCU は、信用組合業界にあるジェンダーギャップの改善は、我々が最優先で取組まなければならない課題で、今後、女性が組合員としても、信用組合の管理職としても更に活躍できる環境を整備していくことが重要であるとしています。

2. 信用組合員の平均年齢

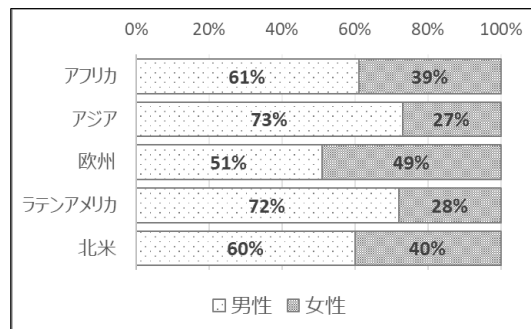
世界の信用組合員の平均年齢は、45 歳となっており、北米が最も高く 53 歳となっています。最も若いのはアフリカで 39 歳になっています。

WOCCU では、若者が信用組合を理解する場を増やして、より魅力的なものにするための方策を検討していくとしており、そのキーとなるのが業務のデジタル化による利便性の向上であるとしています。

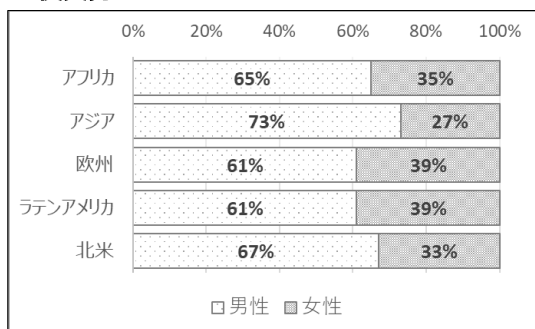
○ 組合男女比



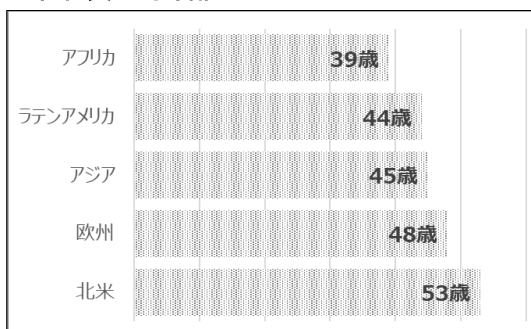
○ 理事長男女比



○ 役員男女比



○ 組合員平均年齢



コロナ禍における事業と生活の現状、 協同金融の課題

■開会挨拶■

シンポジウムの開会にあたって

協同金融研究会代表・日本大学商学部教授 平澤 克彦

ただ今ご紹介いただきました平澤でございます。本年度より協同金融研究会の代表を務めさせていただいております。本日は、年度末のお忙しいなか、私ども協同金融研究会の第18回シンポジウムにご参加いただきありがとうございます。本年度は、ぎりぎりまで対面での開催を模索してまいりましたが、感染拡大のなか、オンラインでの開催とさせていただきました。オンラインでの開催ではありますが、多数のご清聴を賜り厚く御礼申し上げます。本会を代表いたしまして、開会の報告をさせていただきます。

ご存じのように本協同金融研究会は、1993年に創設され、本年には創設30年を迎えます。発足後10年目となります2004年3月には、産業組合法が制定されました3月10日を記念いたしましてシンポジウムを開催いたしました。お陰様で、今回18回目のシンポジウムを迎えることができました。昨年度は、コロナ感染症の拡大のため、対面での開催を断念し、誌上シンポジウムとさせていただきましたが、こうして継続的に開催できるのも、会員みなさまの協同組織金融への熱い思いと、団体会員様や各協会様のご理解・ご協力によるものと感謝申し上げる次第です。とりわけ運営委員の方々には、何度もオンラインでの打ち合わせをいただき御礼いたします。

さて第18回目となります、本日のシンポジウムのテーマは、「コロナ禍における事業と生活の現状、協同金融の課題—協同組合らしさをいかに生かすか—」とさせていただきました。このようなテーマを設定させていただいた経緯から説明させていただきたいと思います。

周知のように東京におけるコロナ感染者は、このところ減少傾向を示しておりますが、感染者の数は、連日のように1万人を上回り、高止まりの観を呈しております。こうしたなか政府は、3月4日現在、新型コロナウイルス対策の「まん延防止等重点措置」を、18の都道府県に対し2週間程度延長することを検討していると伝えられております。たしかに「まん延防止」や緊急事態宣言などの措置は、感染拡大の防止に寄与してきたとはいえ、営業活動の自粛などにより、経済活動を停滞させ、中小零細企業の活動に多大な影響を与えてきたことは、これまでの経験からも明らかです。

もちろん感染拡大と、それに対する政府の措置は、中小零細企業だけでなく、私たちの生活にも深刻な影響を与えてまいりました。実際、3月4日に発表された総務庁の統計では、感染の第6派に突入した1月の失業率は、2.8%になり、さらに日経新聞によれば、非正規従業員を中心に離職するもの

が増大していると指摘されています。新型コロナウイルスの感染拡大と、それに対する政府の措置は、中小零細業者の営業を直撃しただけでなく、私たちの生活にもさまざまな影響を及ぼすにいたっています。

すでに本会の定例研究会でも報告されたように、協同組織金融は、コロナ禍において事業不振にある中小零細企業に対しさまざまな支援を進めております。もともと協同組織金融は、ドイツなどの例を見ますと、生活に対する不安を背景に生み出されてきたといえます。たしかに協同組織は、地域ごとに異なっており、思想・信条などの違いなどから対立することもありました。けれども、協同組織金融は、生活に対する不安や経済的困窮などを背景に、組織間の協働により問題の解決をはかってまいりました。

このような視点から、第18回のシンポジウムのテーマとして、コロナ禍における業態ごとの取り組みをとりあげて、記念講演として石田正昭先生に「協同組合のアイデンティティと協同金融—協同組合間連携を促進する立場から—」というテーマでご報告をいただくことになりました。石田先生は、三重大学、龍谷大学で教鞭をとられ、現在、京都大学の学術情報メディアセンターの研究員として活躍されております。先生は、農業協同組合の歴史的な研究を行われ、ご存じのように昨年、家の光協会より『これからの協同組合間連携』という共同研究を公刊されておられます。同書で先生は災害などのなかでの協同組合連携の意義を問われており、まさに今回のシンポジウムにもっとも適した報告をいただけるものと考えております。

また4業態の方々から、コロナ禍における各業態の取り組みについてご報告いただけることになっております。今回のシンポジウムは、アフター・コロナにおける各業態のあり方に対し重要な示唆をえる貴重な機会になると考えております。

感染拡大の続くなか、このような貴重な機会を設けることができたのも、報告者の方々のみならず、会員の皆様、さらに運営委員の多大なご尽力によるものと感謝いたしております。今回のシンポジウムが協同組織のさらなる発展に寄与することがあれば幸いです。

協同組合のアイデンティティと協同金融 ～協同組合間連携を促進する立場から～

京都大学学術情報メディアセンター研究員
(三重大学名誉教授、前龍谷大学教授)
石田 正昭

ご紹介いただきました石田でございます。私は今朝、三重からここ世田谷の日大商学部に来ております。この会場をご提供いただいている商学部の方々ならびに平澤克彦先生に厚く御礼申し上げます。また、この協同金融研究会のシンポジウムは、産業組合法が公布された3月6日を記念して、年1回、3月初旬に開かれていると聞いております。そのような栄えある場にお招きいただいたことに厚く御礼申し上げます。

戦前、産業組合記念日は3月6日に設定されていました。その第1回は1926年に開催されましたので、それからほぼ100年が経とうとしています。産業組合中央会が国際協同組合同盟（ICA）に加盟して以来、農村産業組合と市街地信用組合は、産業組合記念日を3月6日としていましたが、現在の生協につながる消費組合は、その当時から7月第1週の土曜日を協同組合デーとしていました。こうした日本の協同組合の源流をたどる中で、協同組合の分立の理由とはどのようなものか、また、その分立を乗り越えて、新たな連帯をつくるにはどうしたらよいのか、このあたりについて、今日はお話しさせていただきたいと思います。

はじめに

それでは早速、報告に入りたいと思います。

今日は、ここに柱立てした七項目についてお話しさせていただきます。限られた時間ですので、どこまでお伝えできるか不安ですが、頑張ってみたいと思います。

先ほど、平澤先生からご紹介いただきましたが、昨年10月に、家の光協会から『いのち・地域を未来につなぐ これからの協同組合間連携』という本を、JCAの方々と一緒に出版させていただきました。今日は、それをベースにお話しさせていただきます。

この本の特徴というのを、私は二つほど考えています。1点目は、協同組合間連携を論じる先行図書から、およそ30年を経過しての出版ということです。1982年に2冊、1990年に1冊、計3冊が出ています(*)。この種の本としては4冊目ということになりますが、1990年以来、32年ぶりの出版となります。

- * ①伊東勇夫『協同組合間協同論』御茶の水書房、1982年
- ②協同組合間提携推進事務局『協同組合間提携の戦略的展望』時潮社、1982年
- ③協同組合経営研究所編『協同組合間提携の理論と実践』全国協同出版、1990年

その間、農協や生協など、協同組合をめぐる環境は必ずしも順調だったとはいえません。むしろ困難な状況にあったかと思います。そうした中で、2012年の国際協同組合年、2016年の国連ユネスコ機関による協同組合の無形文化遺産登録、さらには第2次安倍政権による農協攻撃などがあり、業種を越えて協同組合間連携を求める動きが強まりました。こうしたことを背景に、今から4年前、2018年に一般社団法人日本協同組合連携機構（JCA）が発足いたしました。これが本書を作る大きなきっかけとなりました。

いのち・地域を未来につなぐ これからの協同組合間連携

第1章 いのち・地域を未来につなぐこれからの協同組合間連携（石田正昭）
第2章 賀川豊彦と協同組合間連携—つながりのエキスパート—（伊丹謙太郎）
第3章 戦後日本における協同組合間連携の歴史（前田健喜）
第4章 私たちの暮らしのなかの協同組合間連携（青竹豊、文殊正也）
第5章 各地で取り組まれている協同組合間連携（岩堀義一、文殊正也、前田健喜、青竹豊、北海道生活協同組合連合会、小暮航、佐藤憲司、中谷隆秀、齋藤優子）
第6章 プラットフォームづくりと協同組合間連携の未来（伊丹謙太郎）
第7章 協同組合間連携をひろげて、地域を変える（石田正昭）

編著者：石田 正昭
仕様：四六判・並製・264ページ 定価：2,090円（税込）
発行：一般社団法人家の光協会（2021年10月20日発行）



5

もう一つは、どういう本を作るのかという内容に関わることです。特徴的なことは、分立しがちな協同組合が連帯を果たしていく上で、賀川豊彦を「つながりのエキスパート」として描いているということです。戦前・戦後を通して、労働運動や農民運動、さらには協同組合との間をつなぐ役割を果たしてきた賀川豊彦の「協同の思想」というものを基本に置いているということです。

JCA が設立されるまでの経緯を簡単に述べますと、2012 年の国際協同組合年に当たって設置された IYC 記念全国協議会、これを基本といたしまして、歴史ある協同組合経営研究所を母体とする JC 総研をベースに JCA が作られました。

協同組合間連携が提唱されたのは、1966 年の ICA 協同組合原則の第一回改定時に、第 6 原則「協同組合間協同」がうたわれたのが最初です。それから 29 年後の、1995 年の第二回改定時におきましても、第 6 原則で「協同組合間の協同」が継承されました。しかし、この 29 年間に大きな変化が起こっています。

1980 年にレイドローの『西暦 2000 年における協同組合』が出版され、それをベースに 1995 年協同組合原則が作られましたが、その第 7 原則に「地域社会への関与」が追加されました。この第 7 原則を踏まえた「協同組合間の協同」が、現在の協同組合間協同の大きな潮流となっています。いいかえると、地域社会に協同組合がどう関わるのが望ましいのかという問題が、協同組合間協同の現代的なテーマになっておりまして、本日の演題「協同組合のアイデンティティと協同金融」と密接につながっているというわけです。

比較すると、1966 年原則における協同組合間協同というのは、事業協同というか、事業面での協同がメインに据えられていました。これに対して、1995 年原則の協同組合間協同は、地域社会に協同組合がトータルとしてどう関わっていくのか、協同組合同士でどう取り組むのかという問題が焦点になっているということです。

協同組合の団結と分立

現在の協同組合の分立状況は問題だとよく言われます。依って立つ法律が違うからだという見解もありますが、実は、日本の協同組合運動の分立は、産業組合法が作られた当時から始まっていたというのが私どもの基本的な認識です。

ロバート・オウエンは近代協同組合の父といわれますが、彼の発想は「利潤は労働者の手に」ということで、労働組合は協同組合との大同団結で強くなるというものでした。彼は労働組合、労働者生産協同組合、労働者消費協同組合が掛け算のようにつながって、社会を変えていくことを主張しました。

この主張はロッヂデールの消費協同組合、フランスの労働者協同組合に大きな影響を及ぼしましたが、その他にも、ドイツで広範に始まった信用協同組合（ここに協同組織金融機関の始まりがあります）、デンマークとドイツで早くから根を下ろした農業協同組合、ヨーロッパの多くの工業地帯で現れた住宅協同組合や医療協同組合などのサービス協同組合が独自に発達した歴史があります。いうならば、大同団結で強くなる、ということを目指しながらも、協同組合は最初から分立した歴史だったということです。

労働運動・協同組合運動の団結と分立



10

わが国におきましても、山県有朋率いる長州閥官僚、品川弥二郎や平田東助らが該当するわけですが、その下で協同組合の育成が図られました。ということで、国家主義的な協同組合とそうではない協同組合との峻別が図られました。

今日見られるわが国における協同組合の分立は、第2次大戦後のものではありません。1900年3月6日に産業組合法が公布されましたが、その4日後の3月10日には治安警察法が公布されました。このことから分かるように、長州閥官僚は、同じ団結でも方向性の異なる二つの動きを峻別しておりました。第1次大戦の戦後恐慌に見舞われた大正後期以降、協同組合の分立はより深まっていきま

したが、当時の社会経済状況を考えてみますと、粗っぽい資本主義に対して、どのような市民社会を構想するのかということをめぐる、異なる動きをする協同組合が生まれてきたというわけです。

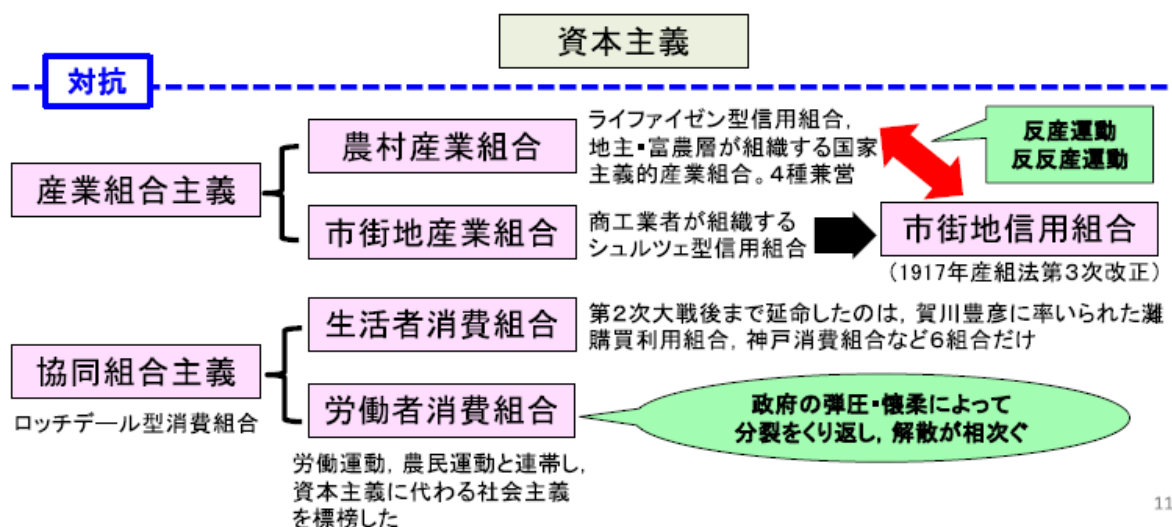
大きくとらえると、産業組合主義と協同組合主義との違いです。ともに資本主義に対抗する協同組合だということは共通していますが、協同組合主義はオウエン思想に基づくロッチデール型の消費組合を原型とするものであり、産業組合主義は長州閥官僚の作った産業組合法に準拠する国家主義を是とする産業組合でした。

しかし、その産業組合主義の中においても、農村型の産業組合と市街地型の産業組合がありまして、農村型の産業組合はライフアイゼン型信用組合を目指しており、地主、富農層が組織する国家主義的な産業組合であり、4種兼営という形態を採っていました。これに対して、市街地型の産業組合は、兼営が認められていたことから兼営の形態もあったわけですが、順次、信用事業単営の市街地信用組合に転換していきました。そういうことを背景に、1917年、大正6年の産組法第3次改正におきまして、シュルツェ型信用組合の規定が設けられたというわけです。

以上のように、農村型と市街地型に分かれるのですが、組織構成員は、一方は農業者、他方は商工業者です。この両者の関係は、国家主義的な農業者の産業組合が商工業者の事業を脅かすということで、昭和期に「反産運動」が起こり、さらには「反反産運動」が起こりました。この時に農村産業組合を引っ張っていたのが千石興太郎ですが、産業組合中央会の内部におきましても、この流れに抗して市街地信用組合が分立していったという事情がございます。

わが国における協同組合の分立

協同組合の分立は、業種ごとに異なる根拠法(特別法)が誕生した第2次大戦後に始まるものではない。1900年3月6日「産業組合法」、同年3月10日「治安警察法」の公布により、長閥官僚は、同じ団結でも方向性の異なる2つの動きを峻別した。第1次大戦の戦後恐慌に見舞われた大正後期以降、協同組合の分立は深まっていった



11

一方、協同組合主義のほうも、いわゆる生活者、消費者が組織する消費組合と、労働者が組織する労働者消費組合とに分立していきました。

オウエンの、労働組合と協同組合が大同団結するという意味の労働者消費組合というのは、労働運動、農民運動と連帯し、資本主義に代わる社会主義を標榜していました。これは、まさに長州閥官僚の標的となる協同組合でありまして、治安警察法に基づく政府の弾圧や懐柔によって分裂を繰り返し、

解散と吸収が相次ぎ、最終的には消滅してしまいました。従いまして、戦後につながる協同組合としては、現在のJAにつながる農村産業組合、それから現在の信金、信組につながる市街地信用組合、そして、生協につながる生活者消費組合ということになるかと思います。

法律的にいうと、1917年の産業組合法の第3次改正で市街地信用組合の規定が盛り込まれ、1943年に市街地信用組合法が制定されました。この市街地信用組合法と商工協同組合法が一つになって中小企業等協同組合法が1949年に制定され、その中で信用組合の規定が設けられました。さらにそこから信用金庫法、労働金庫法が生まれてきたというわけです。それから、わが国においても2020年に労働者協同組合法が制定されました。

これらをもって、分立した各種協同組合は戦後の法制度のもとで作られたという主張がなされるのですが、その遠因は、すでに産業組合の時代から起こっていたと理解しなければなりません。その分立した協同組合運動を横につなぐ立役者として賀川豊彦がいたということを、この本では主張しているわけです。

先ほど、産業組合主義とか協同組合主義とか言いましたが、コーポラティズムという大きな流れの中で、資本主義に対抗する協同組合主義、産業組合主義が生まれてきました。資本主義体制を打破して、協同組合の社会をつくろうという共通の運動を展開したわけです。ただし、それが現実の資本主義にどれだけ太刀打ちできる組織だったのかというと、大きな限界があったと言わなければなりません。

協同組合主義論から協同組合セクター論へ

そういう中で、戦前になりますが、ジョルジュ・フォークが資本主義と共生する「協同組合セクター論」という概念を提起しました。ここではこれを「ペストフの三角形」を使って説明したいと思います。第1セクターとして国家、第2セクターとして市場（これを構成するものは民間企業）、第3セクターとしてアソシエーション（これを構成するものはボランタリィと非営利組織、つまりは協同組合とか、NPOとか、地域団体など）から成り立っています。フォークの4セクター論は、これに世帯・家族（家族経営・農民経営・手工業者経営など）を第4セクターとして配置していますが、この図からも分かるように、この第4セクターも射程に入れて、ペストフの三角形が作られています。

協同組合の役割とは何かということになりますと、矢印で示しておりますように、第3セクターからの国家への働き掛け、第3セクターからの市場への働き掛けということになります。これらの働き掛けは、国家とコミュニティ、あるいは市場とコミュニティとの間をつなぐ協同組合の役割を表しているわけですが、そこには「市場や国家の専横に対抗する、あるいは弊害を補正する」といった含蓄があります。

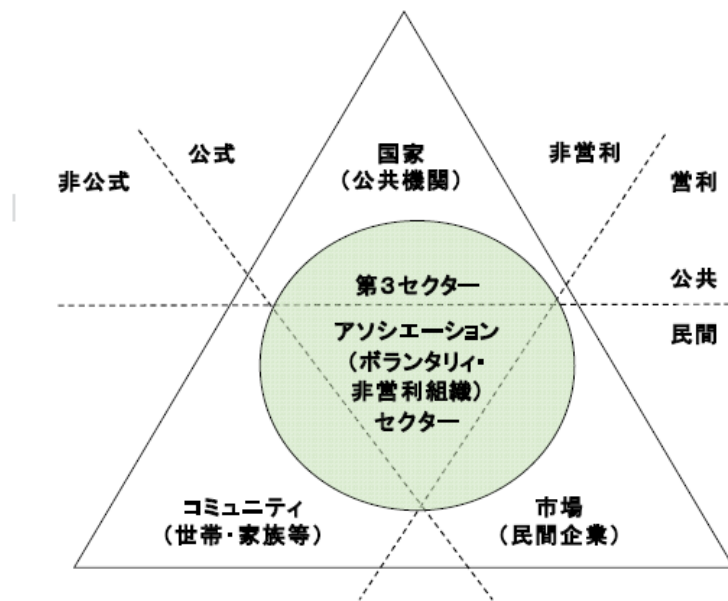
以上のような協同組合セクター論の中で、協同組合間連携として私どもが現在提唱しているタイプには6類型あります。本の中でも、この6類型で地域の協同組合間連携を進めましょうとお願いしているところです。

- ①の「産消提携型」は、戦前から、それこそ産業組合の時代から、消費組合と農村型産業組合との間で行われていたものですが、産地と消費地が、あるいは生産者と消費者が連携するというタイプです。この類型につきましては、次に述べる事業連携型の一つと言ってよいのですが、「産消直結」という長い伝統を持つことから別立てとしています。

②の「事業連携型」は、1966年協同組合原則で想定されている事業連携のタイプです。この中には、例えば、生協と農協が生活店舗を共同運営するなどの協業タイプと、もう一つは、例えば、生協の店舗の清掃を労協の人たちが担うとか、運送を担うとかの、異種協同組合間で行われている受委託タイプの2つがあります。

①と②は、どちらかというと、1966年原則に基づく事業連携型といえるでしょう。これに対して、1995年原則で想定された新しい類型としては③の「地域連携型」があります。

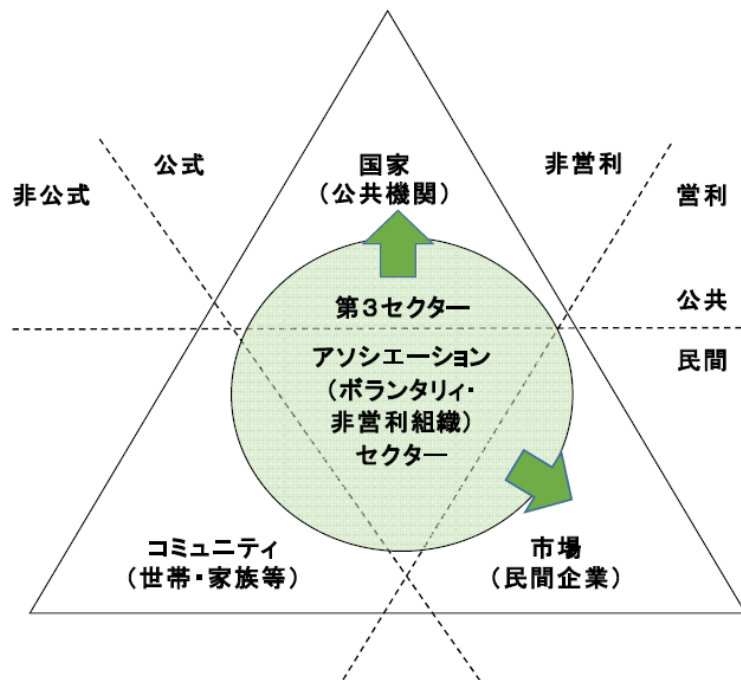
協同組合セクター論(ペストフの3角形を使って)



出典:ビクター・A・ペストフ『福祉社会と市民民主主義—協同組合と社会的企業の役割—』日本経済評論社、2000年10月、48頁に基づき筆者作成。

14

協同組合の役割(ペストフの3角形を使って)



国家(公共機関)や市場(民間企業)の専横に対抗する、あるいは弊害を補正する、という役割を表すベクトル

このタイプは第7原則「地域社会への関与」と密接に関係しています。地域が抱える諸課題の解決に種類の異なる協同組合が連携して取り組むというものですが、その場合にはNPOなどの地域団体との連携も視野に入れていることに大きな特色があります。

大きくいうと、以上の①から③までが協同組合間連携の基本類型となります。それに加えて、以上の基本類型を促進するには、④から⑥までの学習会・イベント型、災害支援型、人材育成型などの協同組合間連携をきちんとやっていただかないと困りますよということになります。

学習会・イベント型では、協同組合の役職員、組合員、さらには市民たちが学んだり、ふれあう機会をつくりましょう。災害支援型では、異種協同組合間の協力で被災者を支援する機会をつくりましょう。人材育成型では、組織横断的な協同組合運動を担う人材育成の機会をつくりましょう、などと提案しています。

いずれにいたしましても、これらは今ある協同組合間連携の事例を分類しただけであり、これではなくてはいけない、ということではありません。いろいろな協同組合が、お互い同士、あるいは外部の地域団体と絡み合いながら、新たな連携タイプをつくりだしていただくことは大歓迎であり、それを排除するものではありません。

その上で、③の「地域連携型」の協同組合間連携をもっと進めましょう、というのが現在の大きな潮流になっていますので、次にそれについて説明したいと思います。

非営利・協同セクターによる公共圏への関与

地域連携型の促進は、日本だけではなく、世界共通の課題となっています。地域連携型は貧困、孤立、高齢化、子育て、環境、災害、事業継続などの地域的な課題、あるいは国家的・公共的な課題の解決を、国家や市場だけに任せないで、友愛・助け合いに基礎を置く非営利・協同セクターの「協働」によって解決しようとするもの、と定義されると思います。これを提唱されているのが公共哲学の専門家である東京基督教大学の稲垣久和先生ですが、稲垣先生はこれを「協働民主主義」と呼んでいます。「協働民主主義」は、言葉の意味としては「参加型民主主義」とか「創発民主主義」と同じです。

「協働民主主義」とはどういうものかという、人と人とがつながり、地域が求めている活動を行い、活動する人も喜び、恩恵を受ける不特定多数の人も喜ぶといった性質を持つ社会的活動です。公共哲学では、これを「活私開公」と呼んでいて、「私を活かして公共の役に立つ」という意味を持っています。この反対語が「滅私奉公」です。「滅私奉公」は「私を滅ぼして公に奉る」という、わが国の伝統的価値観に根ざしたものです。が、「活私開公」はそれを100パーセントひっくり返したものになります。

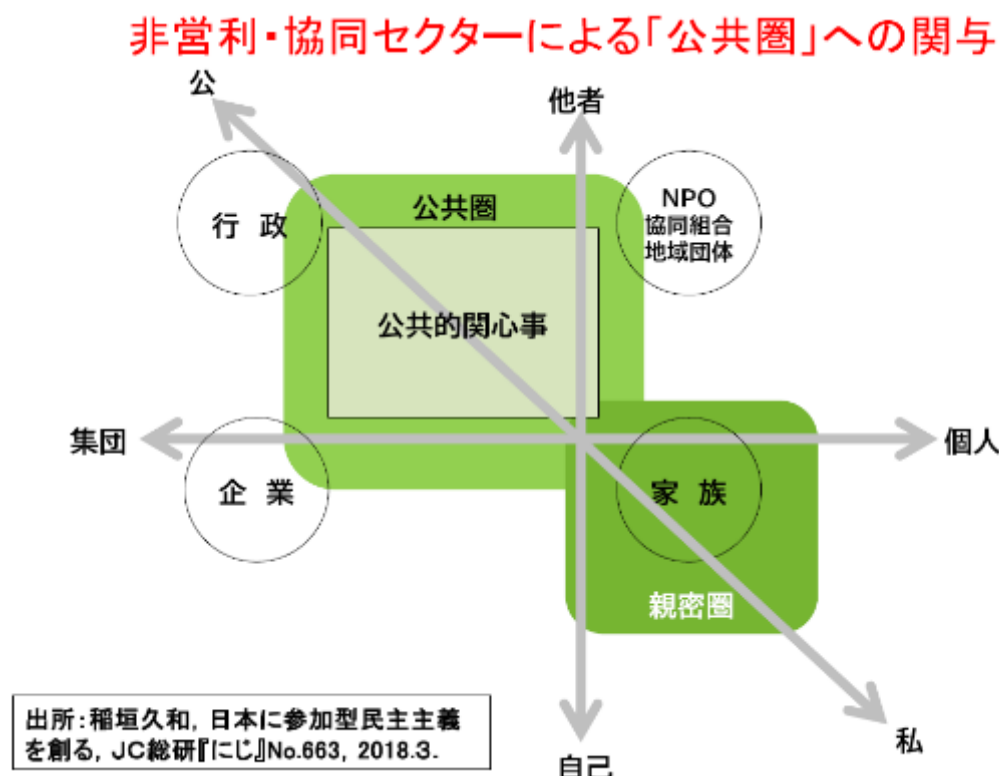
自分の特技を生かして社会を変える、あるいは、自分の考えを生かして社会に貢献する、といったタイプの活動をいいます。稲垣先生によりますと、これはオランダの公共哲学者A・カイパーの「領域主権論」に基づく考え方であって、後ほどご紹介しますが、宇沢弘文先生の『社会的共通資本』に通底するものでもあります。

その「協働民主主義」の概念図がこの図です。

横軸は活動の性格を表し、個人的な性格が強いのか、集団的な性格が強いのか、で二極に分かれます。集団的な性格が強いということは、組織的な団体の性格が優位であることを表しています。一方、縦軸は活動の志向を表し、他者的志向なのか、自己的志向なのかで二極に分かれます。この図の第4象限の「個人」と「自己」がつくるエリアは、個人的性格が強くて自己的志向が強いこと、いいかえれば徹底的な「私主義」を表しています。「今だけ、金だけ、自分だけ」というミーイズムがそれです。また、第2象限の「集団」と「他者」がつくるエリアは、それとは反対に、集団的あるいは組織的な性格が強くて他者的志向の強い活動を表しています。

この図に四つの丸があります。第1セクターの行政、第2セクターの企業、第3セクターのアソシエーション、第4セクターの家族という各主体が、どこに位置づけるのかを表しています。第2象限の「集団的性格」と「他者的志向」のエリア、これを「公共圏」と呼ぶのですが、そこにはさまざまな社会的な課題（公共的関心事）があって、これらの課題に対して、第1セクターから第4セクターま

での4主体がそれぞれ特徴のある活動を展開して、課題解決を図るというのが「公共圏への関与」を表しています。



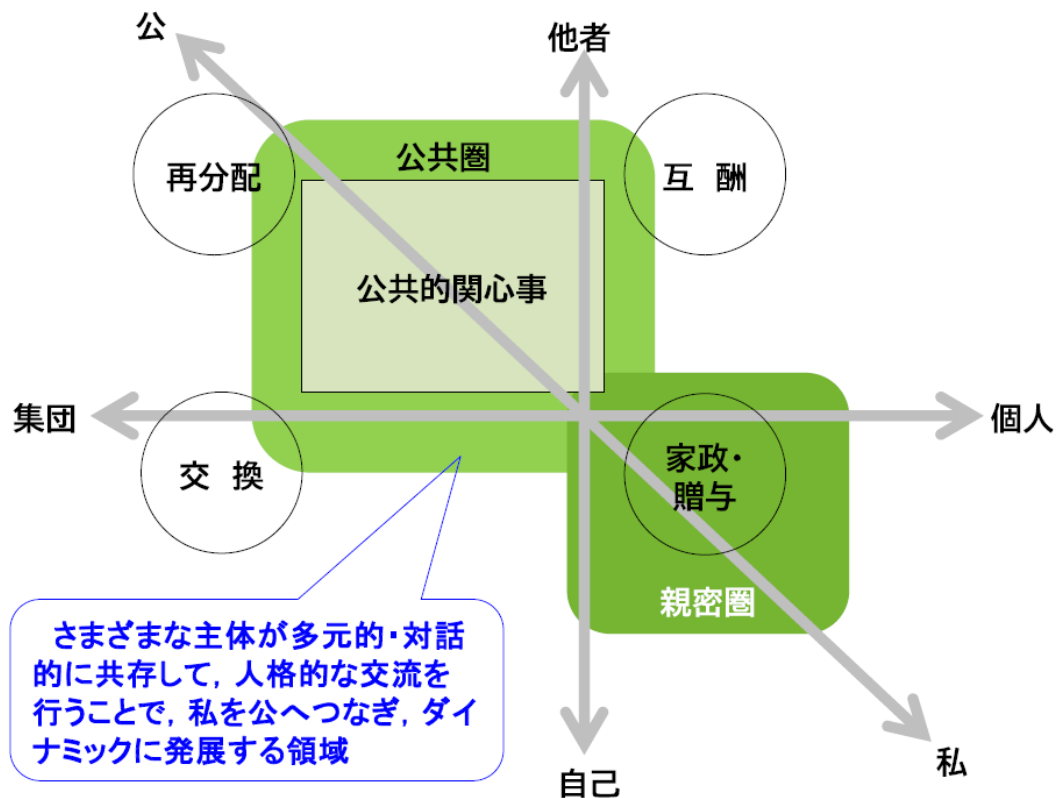
わが国の場合は、何か問題が起こると行政が強い。次いで企業が強い。協同組合やNPOは頑張っているけれども、やはり国家とか企業に負けてしまう、という現実があります。しかし、それでいいわけでは決してありません。協同組合とか、NPOとか、地域団体が一緒になって、公共的な課題、公共的な関心事の解決に乗り出していき、社会を少しでもよくしていかなければなりません。いうまでもありませんが、協同組合間協同、とりわけ③の「地域連携型」は、その一環として位置づけられるべきものです。

この図は、4主体の活動原理、行動原理が異なることを図示したものです。

政府の場合には所得の「再分配」、企業の場合にはお金と物の「交換」（その根底をなすのは物と物の交換）、NPOや協同組合の場合には「互酬」（お互い様とか助け合い）、家族の場合には「家政・贈与」といった異なる原理で動いていることを表しています。簡単に言うと、右下の親密圏の中で、私たちは「私」の暮らしを営んでいるわけですが、それだけで満足するのではなくて、右上にある「互酬」の精神を共有することで社会を変えていくような「公」に役立つ活動をする、すなわち公共圏への関与をなすことが重要です。

以上の領域主権論に基づく社会構築を図ろうとする上で、宇沢先生のいう「社会的共通資本」が整備されているかどうか重要な論点となります。社会的共通資本は「自然環境」「社会的インフラストラクチャー」「制度資本」の三者に分けられます。具体的に言えば、自然環境は土地、大気、土壌などから構成され、社会的インフラストラクチャーは道路、上下水道などから構成され、制度資本は教育、医療、金融、司法、行政などから構成されます。稲垣先生は、このような社会的共通資本の下で、協同組合にはどのような「責務」があるのかをきちんと考え、公共圏（公共的関心事）に積極的に関与していくことが、協同組合にとって重要だと指摘しています。

非営利・協同セクターによる「公共圏」への関与



領域主権と社会的共通資本(宇沢弘文)

社会的共通資本

自然環境	土地、大気、土壌、水、森林、河川、環境など
社会的インフラストラクチャー	道路、上下水道、公共的な交通機関、電力、通信施設など
制度資本	教育、医療、金融、司法、行政など

協同組合の責務(フィデュシアリー)

農業協同組合	土地を中心とする自然資源を管理・運営する責務
水産業協同組合	河川・湖沼・海洋を中心とする自然資源を管理・運営する責務
森林組合	森林を中心とする自然資源を管理・運営する責務
生活協同組合	公害規制、環境保全、食品安全、医療・福祉を管理・運営する責務
労働者協同組合	人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方を創造し、管理・運営する責務
協同金融組織	金融制度を管理・運営する責務 信金・信組……中小事業者のための金融制度 農協……農業者のための金融制度 ろうきん……労働者のための金融制度

注) 協同組合の責務は、田中夏子、横川洋による。この責務は、A・F・レイドロー『西暦2000年における協同組合』における「地域社会の保全者」の概念と通底する

21

農業協同組合であれば、土地を中心とする自然資源を管理・運営する責務、水産業協同組合であれば、河川、湖沼、海洋を中心とする自然資源を管理・運営する責務、森林組合であれば、森林を中心

とする自然資源を管理・運営する責務、生活協同組合であれば、公害規制、環境保全、食品安全、医療福祉などを管理・運営する責務があります。また、労働者協同組合であれば、人と地域に必要な仕事を起こし、よい仕事をし、ディーセントワークということになりますが、地域社会の主体者となるような働き方を創造し、それを管理・運営する責務があるということになります。

本日の大きなテーマである協同組織金融機関には、金融制度を管理・運営するという責務があります。とくに信金・信組の場合ですと、中小事業者のための金融制度を管理・運営する責務があり、農協の場合ですと、農業者のための金融制度を管理・運営する責務があり、ろうきんの場合ですと、労働者のための金融制度を管理・運営する責務がある、ということになります。

ここで示した協同組合の責務は、田中夏子先生（都留文科大学）、横川洋先生（九州大学）の指摘によるものです。これらの責務は、レイドローの『西暦 2000 年における協同組合』で提起された「地域社会の保全者」の概念と通底するものがあります。

協同組合間連携の現状と課題（岐阜県飛騨地域）

ここまでは理論のお話でしたが、ここからは現場のお話をさせていただきます。

私どもは理論だけではなく、現場の人たちに動いてもらうことが非常に重要であり、そのためのディスカッションを深めていただきたいと考えておりますので、その観点からお話を進めさせていただきます。

本日よりご紹介する事例は、今年 1 月に岐阜県の飛騨農協の組合長さんとトップ対談をする機会を得ました。その折にいろいろな資料をご提供いただきました。その資料を検討する中で、本日のテーマに関係しそうな活動事例を紹介したいと思います。

まず、飛騨地域の協同組合についてご説明します。

飛騨地域は、高山市、飛騨市、下呂市、それに白川郷という合掌造りで有名な白川村を含む地域になります。人口は 14 万人で、周りを山々に囲まれた地域です。そこに、JA ひだ、高山信用金庫、飛騨信用組合、益田信用組合、東海ろうきん高山支店、そして昔は飛騨生協があったようですが、今はコープぎふとなりました。現在、この地域に生協店舗はありません。この他に、美濃地域の関市に本店がある関信金、郡上市に本店がある八幡信金、それと郵便局が 59 店舗、地銀が十六銀行、大垣共立銀行、北陸銀行、富山第一銀行があります。14 万人の人口にしては随分たくさんの金融機関があるなという印象です。

ご存じとは思いますが、新型コロナがまん延する以前は、観光客の半分は外国人というのが飛騨地域の特色でした。外国人が日本で最も注目する地域だと言われています。

ちなみに、JA ひだはどういう農協かというと、人口 14 万に対して組合員が 3 万 6242 人と、非常に高い組合員加入率になっています。役員 32 人、職員 908 人。飛騨地域では従業員数がナンバーワンだと仰っておりました。

有名なのは飛騨牛です。1 頭、枝肉にして売ると、150 万円ぐらいですから、キロ単価で 3000 円から 5000 円ぐらいになります。日本一高い牛肉です。また、昨日でしたか特 A とか、A ランクのお米のランキングが発表されましたが、毎年連続して特 A を獲得している良食味の飛騨米と、夏から秋にかけて出荷されるトマト、ハウレンソウが関西市場で高いシェアを獲得していることで有名です。

そういう地域で、どのような協同組合間連携が行われているのかをご紹介します。ただ、今回ご紹介するのは、ほんの一例であることをご了解いただきたいと思います。

まず第 1 は、NPO の「飛騨高山わらべうたの会」という、子どもたちにわらべ歌のよさを伝える NPO があります。そこと JA ひだがコラボして、高山市内の体育館で「食はいのち うたはともだち」というイベントを毎年、開催していたのですが、残念ながら 2020 年はコロナ禍で開催できませんでした。規制が緩和されたということで、2021 年 7 月 24 日に午前と午後の 2 部制で、午前 50 組、午後 50 組、合計 100 組の親子を招いて開催されました。

このイベントでは、JA バンクキャラクターの「よりぞう」、JA 共済の「アンパンマンショー」、JA の農産物直売コーナーの他、NPO や企業による出し物として『まちのおながくしつ』という歌のステージ、飛騨地域は木工製品が有名なので「キッズチェアブース」とか「木育ワークショップ」、地元のネットテレビの「スタジオブース」などが設置されました。これらは 2021 年度の「東海ろうきん NPO 育成助成事業」の助成団体として、この NPO が助成を受けて開催されたものです。

以上は NPO、JA、ろうきんが関係する取り組みでしたが、JA や信金が個別に関与する取り組みもあります。スライドでは「飛騨の夏彩る 小学生野球大会」とありますが、「JA ひだ旗争奪飛騨少年野球大会」と「高山信金理事長旗学童野球大会」が開催されています。JA は第 30 回記念大会、高山信金は第 17 回大会と記載されています。開催日時を見ますと、JA は 7 月 23 日から 25 日まで、信金は 8 月 21 日から 28 日までの 3 日間となっています。ということは、夏休みの始まりが JA の大会、夏休みの終わりが信金の大会ということで、すみ分けが図られるとともに、その両方で競技力を高め合っていることが分かります。

関東地方の方はご存じないかもしれませんが、根尾^{あきら}昂 というアスリートが中日ドラゴンズに在籍しています。大阪桐蔭高校で 1 年生のときから甲子園で優勝したことで有名です。この選手がこれらの少年野球大会から成長していったそうです。

次に、先ほどご紹介した 1 頭 150 万円の牛のお話です。2 年前、当時の安倍首相が突如、小・中学校を閉鎖して、株価が下がりましたが、牛の値段も同時に下がりました。150 万円の肉牛が 100 万円に下がってしまった。これでは肉牛生産者の経営は成り立ちません。そこで導入されたのが「購買型クラウドファンディング」という取り組みです。企業・団体を越えて、オール飛騨の取り組みとして『#おうちで飛騨牛』のキャンペーンを開始し、これが CAMPFIRE クラウドファンディングアワードの総合賞で第 1 位を獲得しました。10 日間で 1 億 1000 万円も集めました。寄付金の額、支援者の数、寄付金の集まるスピード、そして人気投票のいずれをとっても優れていることが高く評価されました。2 年目は、肉牛価格が元の水準に戻ったので、規模を縮小して開催されました。

注目していただきたいのはスライドの右側の写真です。そこに 6 人並んでいますが、この 6 人は、生産販売チームでは「飛騨肉牛生産協議会」「精肉店」「JA ひだ」の各代表、企画広報チームでは「飛騨信用組合」と、ご当地品をネット通販している「ヒダカラ」の代表、そして地銀の「十六銀行」の代表です。実は、このクラウドファンディングのコーディネーター役を務めたのが飛騨信用組合でした。

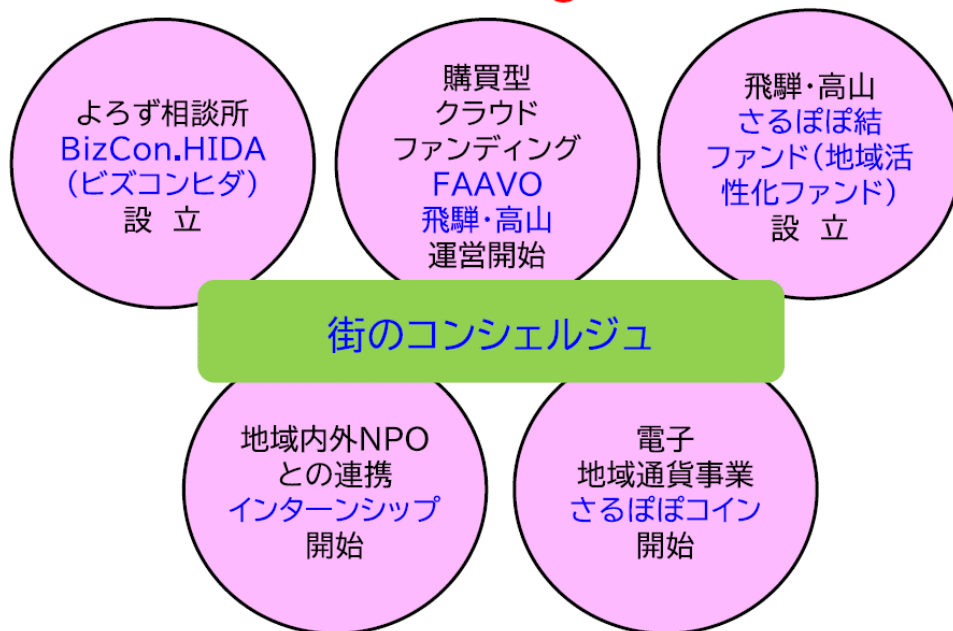
次のスライドで、丸の中に『さるぼぼ』と書かれていますが、実は間違いで正しくは『さるぼぼ』です。飛騨地域で作られている人形で、サルの子の赤ちゃんのことを『ぼぼ』と呼ぶんだそうで、それで『さるぼぼ』と名付けられています。

このスライドは、協同金融研究会の「ニュースレター 協同金融」の 2019 年 7 月号で飛騨信用組合の古里圭史さんが紹介しているものです。

そこでは、飛騨信用組合の Creating Shared Value、共創価値経営が紹介されています。共創は、共生社会と創発社会、この二つを組み合わせた用語だと思いますが、共生とか、創発に注力されているとのこと。創発とは、いろんな人が交じり合って、思いもかけない化学反応が起こり、元々とは違った性質の活動が生み出されるという意味を持っています。その中に「BizCon.HIDA」とありますが、この他にも「FAAVO 飛騨・高山 購買型クラウドファンディング」、それに「さるぼぼ結ファン」 「NPO との連携でインターンシップ」 「さるぼぼコイン」といった、さまざまな取り組みが紹介されています。こうした取り組みの延長線上に、先ほど述べた購買型クラウドファンディング『#おうちで飛騨牛』があって、それが日本一に輝いたということになります。

以上から分かってきたことをまとめたのが次のスライドです。なお、この中で間違いがありますのでご訂正ください。⑥に「NPO を媒介にして JA と信組」と書いてありますが、正しくは「NPO を媒介にして JA とろうきん」です。

飛騨信用組合の共創価値経営 (CSV経営) Creating Shared Value



出所) 古里圭史「信用組合」協同金融研究会『ニュースレター 協同金融』No.145, 2019.7

飛騨地域の協同金融組合にみる 協働民主主義(地域交流・地域貢献) 地域の現場から分かってきたこと

- ① 「子どもへの熱いまなざし」が原点となっている
- ② 自然資源(森・川・木)と農を活かした取り組みにすぐれる
- ③ 飛騨ブランド(飛騨牛)が地域経済をつなぐ
- ④ 県・市町村との連携(福祉・文化・スポーツ団体を含む)も重要
- ⑤ JA, 信金, 信組, ろうきんのそれぞれが, 独自の地域交流・地域貢献を行っている
- ⑥ NPOを媒介にしてJAと信組, (購買型)クラウドファンディングを媒介にしてJAと信組がつながる
- ⑦ 東海ろうきん「NPO育成助成事業」「ソーシャルビジネスサポートローン」もNPOを勇気づけている
- ⑧ 協同組合間連携(地域連携型)の取り組みは限定的

このスライドで示されているように、この地域の協同組合間連携については8つの特徴が指摘できるように思います。

第一に、この地域の公共的な課題には「子どもたちをいかに育てていくか」「地元に残るような子どもたちをどれだけつくっていくか」があるということです。これまでは大学進学とともに外に出

で行ってしまい、地元に戻ってこないという状況だったそうです。そういうことから「子どもたちへの熱いまなざし」が活動の原点となっているように思います。

第二に「自然資源と農を生かした取り組み」に優れたものがあります。第三に「飛騨牛が地域経済をつないでいる」ということも分かりました。第四に「県、市町村との連携、福祉団体、文化団体、スポーツ団体との連携」も重要だということです。第五に「JA、信金、信組、ろうきんのそれぞれが、独自の地域交流、地域貢献を行っている」ことも指摘できます。第六に「NPOを媒介にしてJAとろうきんが、（購買型）クラウドファンディングを媒介にしてJAと信組がつながる」という経験がありました。第七に「東海ろうきんのNPO育成助成事業とか、ソーシャルビジネスサポートローンもNPOを勇気づけています」と指摘できます。第八に、以上のような特徴は指摘できるのですが、「協同組合間連携（地域連携型）の取り組みは限定的」とまとめられるのではないかと思います。

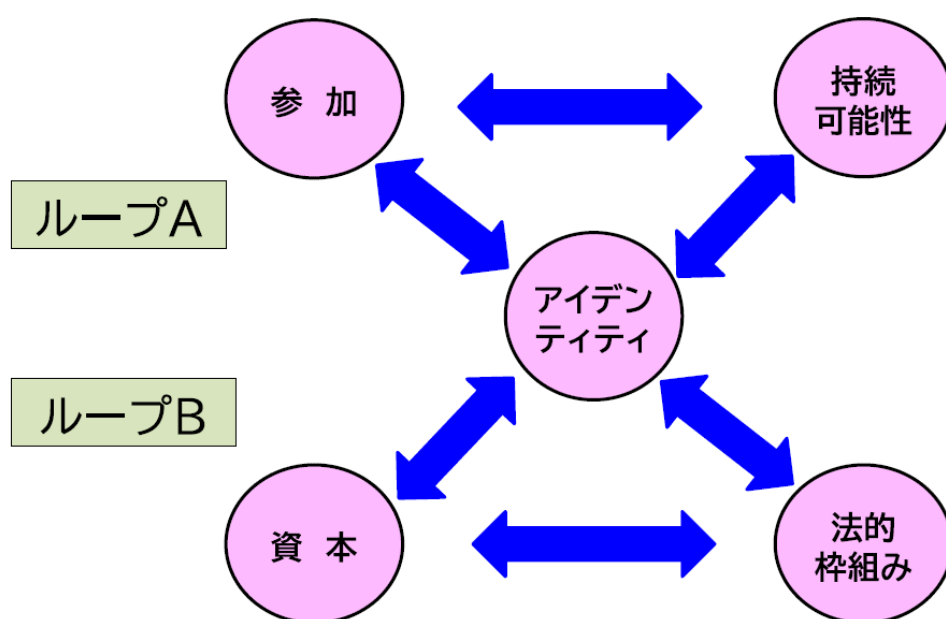
「ICA 2030 ビジョン」にみる協同組合間連携の構図

ここからは、わが国の協同組合間連携を、よりよく発展させるための課題についてお話したいと思います。

2012年に国際協同組合年がありました。その大会終了後にICAは「2020 ビジョン」と名付けられたブループリントを発表しました。現在は、それが10年間延長されて「2030 ビジョン」となっています。ただし、その内容は以前と大きくは変わっていません。皆さんはブループリントで提起されたこの図を見たことがあると思います。真ん中に協同組合の「アイデンティティ」という柱があり、その周りに「参加」「持続可能性」「法的枠組み」「資本」というアクションプランが提示されています。

これを見ていると、なるほど、五つの柱があるのだなと直感的に分かりますが、それだけでは不十分です。矢印をじっと見つめることで、どういう構図かが次第に分かってきます。上の三つと下の三つが「アイデンティティ」という柱でつながっているのです。ということで、私は、上の三つを「ループA」、下の三つを「ループB」と名付けました。

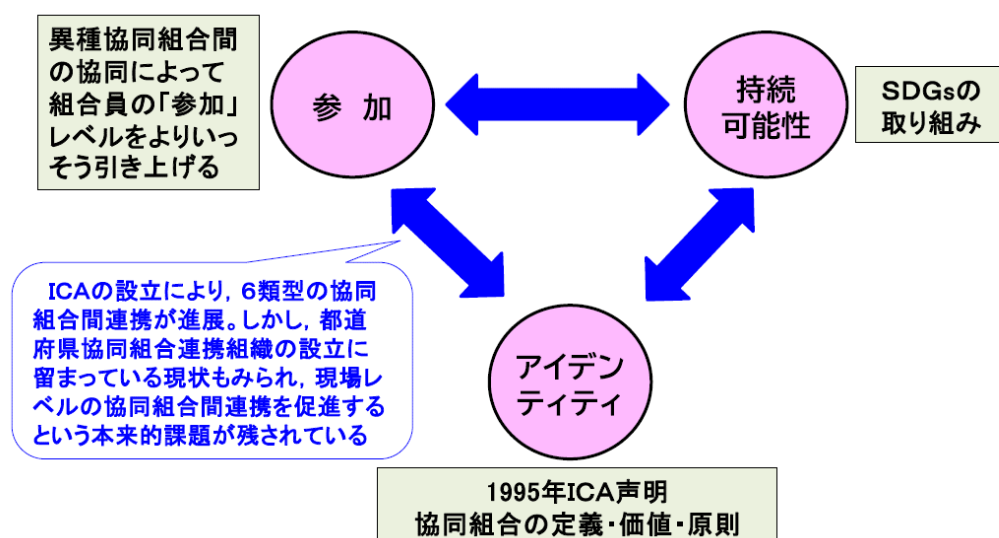
「ICA2030ビジョン」(ブループリント) 5つのアクションプランの相互関係



上のループ A は、どういうことを表しているのかというと、アイデンティティを起点として「アイデンティティ」「参加」「持続可能性」をぐるぐると回っています。時計回りでもいいですし、反時計回りでもいいですが、ぐるぐると回っている。そのループの中に「協同組合間連携を促進するやり方」が示されていると思います。

アイデンティティというのは、端的に言うと、1995 年の ICA 声明で協同組合の定義、価値、原則がうたわれていますが、これを徹底して学ぶことを指しています。持続可能性というのは、国連が提唱している SDGs の取り組みをしっかりとやることを指しています。参加というのは、ICA の 2020、2030 ビジョンでも言及されていますが、異種協同組合間の協同によって、「組合員の参加レベルを今以上に、より一層、広げる、引き上げる」ことを指しています。それぞれの協同組合における参加の態様はさまざまです。信金、信組、農・漁協、ろうきん、のそれぞれに違いがあります。そのことを否定するのではなく、それはそれとしてしっかりとやっていただくのですが、同時に、参加レベルを上げていくためには協同組合間連携が必要だということを指摘しているのです。

「5つのアクションプラン」の下部構造 協同組合間連携を促進する立場から【ループA】



この図の左下の枠内にある「ICA の設立により」という記述は間違いです。これは「JCA」に書き換えてください。

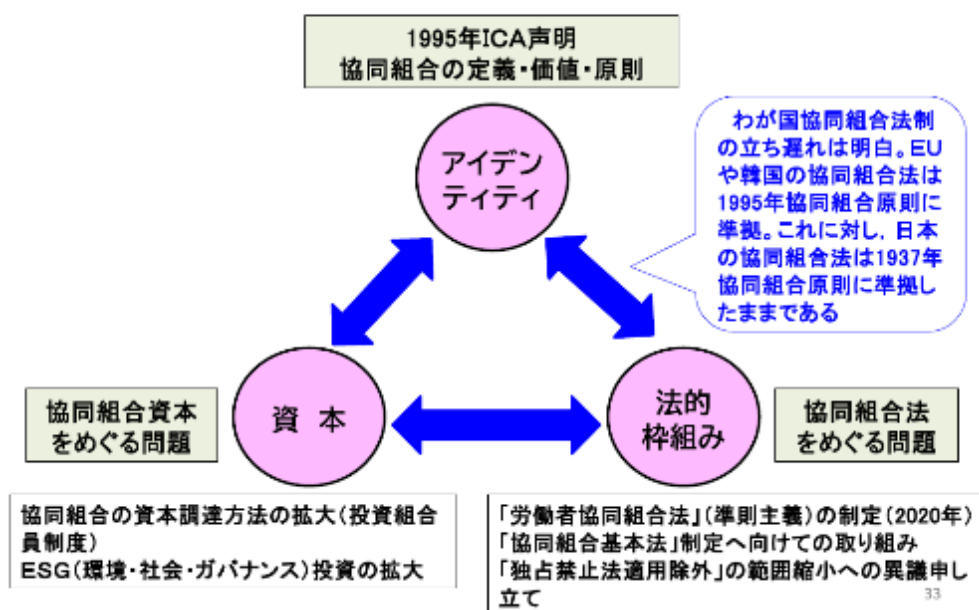
JCA の設立により、6 類型の協同組合間連携が進展しつつあります。しかし、その活動を見ると、都道府県の協同組合連携組織の設立に留まっているという現状も指摘できるように思います。このことから、現場レベルの協同組合間連携をより一層促進するという、本来的な課題が残されていることを指摘したいと思います。

次にループ B についてですが、このループは「アイデンティティ」「法的枠組み」「資本」という柱をぐるぐると回っていますが、これについては、協同組織金融機関にとって重要な課題を提起していると考えていただきたいと思います。

労働者協同組合法が 2020 年に制定されました。そこでは「準則主義」が採用されていて、行政庁の関与を緩くした法律になっています。これに対して、既存の各種協同組合法は「認可主義」の下で、行政庁の厳しい管理下に置かれています。そういう状況の中で、「協同組合基本法」の制定に向けての取り組みが重要な課題になっていることを強調したいと思います。

また、独占禁止法の関連では、「独禁法適用除外」の範囲の縮小という問題が起こっていますので、例えば、組合員に対する農協の対内的行為（協同の行為）に対して排除命令などが下された場合は、ためらいなく異議申し立てをすることが必要だと思います。いいかえれば、協同組合法、独占禁止法をめぐってさまざまな問題が起こっていますが、これらについて、農協という組織の枠を越えて、協同組合全体としての議論を巻き起こし、行政や司法に物を申すような態度を養っていくことが必要だと思います。

「5つのアクションプラン」の上部構造 協同組合間連携を促進する立場から【ループB】



次に資本についてですが、1995年協同組合原則では、協同組合の新しい資本調達の方法として「投資組合員制度」が提唱されています。協同組合の出資金は資本ではない、という一般の理解があります。その金額が変動する性質を持っているために、資本か資本ではないかをめぐって、論争が起こっています。1995年原則では、そういう論争があることを踏まえて、投資組合員制度、つまりは株式会社という株式出資に類似する制度の導入を提唱しています。ヨーロッパ協同組合法はすでにそれを採用していますし、韓国の協同組合法はその優れた追随例と言ってよいと思います。

ところが、日本では一切、それに関する配慮というか、前向きな議論がありません。いいかえれば、日本の協同組合法は、専門家に言わせると、1995年協同組合原則が世界の潮流となっている中で、ひとり1937年協同組合原則に従っている法律だと指摘しています。法的枠組み、資本の扱いのいずれについても、遅れに遅れており、ガラパゴス化していると言ってよいでしょう。

もう一つの問題は、ESG投資の拡大、つまりは「さるぼぼファンド」みたいな取り組みを拡大する必要があるという点です。協同組織金融機関は組合員にお金を貸すだけでなく、環境・社会・ガバナンスに配慮した企業・事業体に投資することで、金融機関としての社会的責任を果たさなければいけないということです。

再生可能エネルギーに取り組む事業者への投資など、協同組織金融機関で導入されている事例もありますが、まだまだ社会が、なるほどそうなんだと納得するまでには至っていないように思います。

いずれにしても、日本の協同組合法はガラパゴス化していて、協同組合先進国の後塵を拝しているという実態があります。その原因は何かというと、協同組合法を変えようと思っても、所管官庁、例えば、農水省本省、水産庁、林野庁、厚労省、経産省、国交省など、さまざまな省庁が個別に管理

している実態があるので、その全ての省庁の合意を経ないと協同組合基本法も制定できませんし、各協同組合法も改善できません。明治期の産業組合法制定以来の課題ではありますが、官によって分割統治された協同組合、このことに対して強く声を上げていかなければならないと思います。

「協同組合基本法」制定を求める 官によって分割統治された協同組合

法 人	法 令	所管官庁
農業協同組合	農業協同組合法	農林水産省
漁業協同組合	水産業協同組合法	農林水産省(水産庁)
森林組合	森林組合法	農林水産省(林野庁)
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	厚生労働省
中小企業等協同組合	中小企業等協同組合法	経済産業省等、金融庁
信用金庫	信用金庫法	金融庁
労働金庫	労働金庫法	厚生労働省、金融庁

●「協同組合」の低い認知度の主たる原因となっている
●「協同組合」のアップデートが必要

- ① わが国協同組合法は産業政策別の個別法(特別法)によって構成されている。タテ割りの法・行政システムによって分割統治され、トータルに協同組合を育成するという姿勢に欠ける
- ② 組織法と事業法が混在しているため、根拠法それ自体が複雑になっている
- ③ 「認可主義」のもと、監督官庁から強い指導・規制を受ける
- ④ 現代的ニーズにマッチした「小さな協同」の協同組合を設立することが難しい
- ⑤ 韓国では協同組合基本法が制定されている(2012年)
- ⑥ 基本法を制定しても、個別法のもつ国家的公共性を侵害するものではない

34

要点をまとめますと、第一に、わが国の協同組合法は産業政策別の個別法によって構成されており、縦割りの法・行政システムによって分割統治されています。そのためトータルに協同組合を育成するという姿勢に欠けます。第二に、一つの法律の中で組織法と事業法が混在しているために、根拠法それ自体が大変複雑になっています。第三に、先ほど、労働者協同組合法は準則主義と申し上げましたが、それ以外の法律は認可主義に基づいています。国が認可するという枠組みの下で作られているために、協同組合は監督官庁から強い規制、指導を受けるという弱い立場に陥っています。その結果、現代的ニーズにマッチした、“小さな協同”に根ざした協同組合の設立すら難しいという状況があります。その唯一の例外が労働者協同組合法ということになると思います。

韓国では、協同組合基本法が2012年に制定されています。EUでも、それ以前に協同組合基本法が制定されています。仮に協同組合基本法が制定されても、個別法の持つ現行規定を否定することにはならないので、国家的公共性を侵害するものではありません。議論を深めるに当たって、そのことを確認しておきたいと思います。

協同組織金融機関連携の課題と方向

最後に、協同組織金融機関連携の課題と方向についてお話ししたいと思います。

まず、金融機関別の貯預金残高、貸出金残高ですが、赤の枠内が協同組織金融機関の額と貯(預)貸率を表しています。計算しますと、赤枠内を合計した預貯金残高は307兆円、貸出金残高が128兆円です。預貯金残高は地銀の実績にほぼ匹敵しています。しかし、地銀と大きく違うのは、貸出金残高と貯(預)貸率です。これは農協の貯貸率が20.2パーセントと低いためで、農協はもっと地域経済社会への関与を深め、貸出を伸ばしていく必要があると思います。そもそも協同金融は相互金融を

基本に置いていきますので、農協の場合、その仕組みがまだ完成していないと言ってよいのかもしれませんが。

金融機関別の貯(預)貸率

2021. 3現在

金融機関	預貯金残高 (億円)	貸出金残高 (億円)	貯(預)貸率 (%)
農 協	1,068,700	215,956	20.2
信 農 連	681,807	65,451	9.6
都市銀行	4,332,234	2,072,988	47.9
地方銀行	3,054,406	2,294,424	75.1
第二地方銀行	675,160	523,448	77.5
信用金庫	1,555,960	784,374	50.4
信用組合	224,049	126,299	56.4
労働金庫	219,026	146,374	66.8
農林中金(参考)	652,200	201,822	30.9
ゆうちょ銀行(参考)	1,830,047	49,617	2.7

出所) 農林中金総合研究所調査第一部「統計資料」農林中央金庫『農林金融』2021.10

全国労働金庫協会ホームページ

ゆうちょ銀行「2021年3月期決算の概要」ゆうちょ銀行ホームページ

36

その上で、ループ B に関わる問題を考えてみたいと思います。

JCA の会員構成を見ると、協同組織金融機関の 1 号会員（社員）は全国労働金庫協会と農林中央金庫です。2 号会員は全国信用金庫協会と全国信用組合協会です。参考までに、共済の全国団体は日本共済協会ですが、これは 2 号会員になっています。もし、協同組織金融機関が連帯してチャレンジするのであれば、組織横断的な中央機関連携組織を設置して、そこが 2 号会員になることではないかと考えます。3 号会員としては、農・漁協系の都道府県連合組織と農林中金関係の諸団体が入っています。

組織横断的な中央機関連携組織に期待される役割には二つあるかと思っています。

一つは、「協同組織金融機関固有の問題への対処と解決」のための組織になるということです。具体的には、各種イベント、教育、機関誌・図書出版、全銀協・地銀協や政府系金融機関との調整、行政当局への政策要望、ロビイスト活動、ADR 相談所の設置、異種協同組合との連携などがあります。ADR 相談所については、日本共済協会が全共済団体に共通する相談所を設けています。信金、信組、ろうきんの系統組織がどのような ADR 体制を採っているのか把握していませんが、農・漁協を含めて、共通する全国団体を設置するほうが、相談する人は相談しやすいのではないかと思います。また、設置側から見ても、コスト的に合理的ではないかと思います。

もう一つは、「都道府県協同組織金融機関の連携促進」を図るということです。これはループ A に関係するものであり、地域の現場で協同組織金融機関の連携をどんどん広げるための活動を行っていくことを意味します。

ちなみに、信金協会、信組協会、ろうきん、信農連、信漁連が揃って加盟している都道府県はございません。つまり、どっかが欠けているということです。とくに信金協会とか、信組協会の加入が遅れているように見えます。同時に、農・漁協、信金、信組、ろうきんなどの単位組合の加入も遅れているという実態があります。

協同組織金融機関における 協同組合間連携の課題(ループB)

(一社)日本協同組合連携機構(JCA)の会員構成

- 第1号会員(社員) 全国域の法人・団体
全国労働金庫協会, 農林中央金庫
- 第2号会員 全国域もしくは都道府県域(複数都道県域含む)の法人・団体
全国信用金庫協会, 全国信用組合協会, (参考:日本共済協会)
- 第3号会員 JCAの目的に賛同する法人・団体
都道府県信用農業協同組合連合会, 都道府県信用漁業協同組合連合会,
農林中金アカデミー, 農林中金総合研究所, 農林中金ファシリティーズ,
JA三井リース

4 中央機関連携組織を設置する

＜期待される役割＞

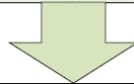
- ① 協同組織金融機関固有の問題への対処と解決(各種イベント, 教育,
機関誌・図書出版, 全銀協・地銀協や政府系金融機関との調整, 行政当
局への政策要望, ロビイスト活動, ADR(Alternative Dispute Resolution:
裁判外紛争解決)相談所の設置, 異種協同組合との連携など
- ② 都道府県域協同組織金融機関の連携促進

協同組織金融機関における 協同組合間連携の課題(ループA)

42都道府県で全国471組織が加盟している

都道府県域の協同組合間連携組織の加盟状況

- ① 信金協会, 信組協会, ろうきん, 信農連, 信漁連が揃って加盟している
都道府県域はない。とくに信金協会, 信組協会の加入が遅れている
- ② 農・漁協, 信金, 信組, ろうきんなどの単位組合(組織)の加入も遅れて
いる(他方で, 農・漁協はJCAの第3号会員でもある)



地域の現場で協同組合間連携を進める場合は, 組合員や地域住民の目を意識することが重要。同じことをやるのであれば, より大きくより深いことができる。違うことをやるのであれば, これまでとは異なるユニークなことができる。活私開公による「協働民主主義」のうねりも大きくなる。これまでとは異なる化学反応としての「創発」現象に期待したい

38

ただし, 農・漁協はJCAの3号会員になっていることが多いので, 連携活動に大きな支障が生じるような状況ではありません。この点から言うと, 地域の信金, 信組, ろうきんなども3号会員とし

で加入することが期待されています。この辺りのお考えは、すでに協同金融研究会の中では共有されていると聞いておりますので、議論が深まっていくことを期待しております。

以上、ちょっと早足で申し訳ありませんでしたが、一応、私からのご報告はこれで終わりにさせていただきます。長い間、ご清聴、ありがとうございました。

質疑応答

司会（平澤） 石田先生、どうも、ありがとうございました。それでは、少し時間がございますので、質問がある方は、下のほうのリアクションの所から手を挙げていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

A 石田先生、どうも、ありがとうございました。いろいろな歴史的な経緯も初めて知って、非常によく分かりました。それで質問です。地域経済が大変になっている状況のなかで、地域に根差した団体が横につながっていないともっと大変なことになるのではないかと思います。東京などではイメージしづらい面がありますが、協同組合間連携は促進したいと思っていますが、特に単協レベルではなかなか前向きになれない面もあるようです。

何といっても事業をやっていますので、競合が結構あるのだと思います。例えば、農協と信金、信組さんの間でも、昔は貯金や年金などで事業間の競合が結構あって、そういうものを越えて連携するのは難しい面もあるのかなと思っています。ご講演のなかで高山の例が紹介され、NPOや商工会議所などいろいろな団体が一緒に関わる中で、少しずつお互いに面識を深めたり、関係性を高めたりして、今は多分、そんなに事業の競合はなくなりつつあるのかなと思います。そういうステップがやはりあったほうがいいのかと思ったのですが、どのようなお考えでしょうか。

石田 ご指摘のとおりだと思います。協同組合だけが、地域の課題を解決する主体ではありません。行政も、企業も、あるいはNPOなども含めて他の団体と一緒にやって地域課題を解決していく。その過程でつながりを深めていくことが重要だと思います。もう一つ、飛騨牛のお話をしましたが、飛騨牛で地域経済がつながっていることを考えると、農業と商工業、とくに商業とのつながりを強めていく必要があると思います。すでに広く行われていると思いますが、“ビジネスマッチング”のような手法を使えば、信金、信組とJAとのつながりが、より深まるのではないかと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。

司会 どうも、ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。

B 信用組合の全国組織の職員です。先生には大変素晴らしいご報告をいただき、大変勉強になりました。ありがとうございました。その上で、まず1点だけ訂正をお願いします。岐阜県内の信用組合の名前の中で、『益田（ますだ）』信用組合とおっしゃられたんですが、正しくは『益田（ました）』と呼びます。

それと、これはご意見を伺いたいのですが、先生のご著書に「異業種の協同組合の組合員が協同するという場が必要なのではないか」というご提案をされていたと思います。今日のご説明の中には、そういった事例がなかったように思いましたので、その点、もう少し詳しく教えていただければと思います。

石田 ご質問とご指摘、ありがとうございます。益田（ました）郡なんですね。訂正して、お詫びいたします。

ご質問の点ですが、私も、最終的には組織と組織がつながるだけではなくて、個人と個人がつながる社会づくり、あるいは、個人と組織がつながる社会づくりが重要だと思っています。協同組合は組

合員の組織ですから、組合員同士がつながるのが一番望ましい形です。ただ、どういう手順でやっていくのかという場合には、まずは組織と組織の間で手をつないでいただき、その上で個人と個人の活動がつながっていくというのが、ごく自然な形ではないかと思っています。

例えば、農協と生協との連携では、子ども食堂による孤食の解消といった地域課題において、組合員同士の連携をどう図っていくかが課題になっています。その過程で、商業者の方にも関与していただくことが重要ではないかと思います。今日は、そのイントロミたいなところで留まっていたので、そこまでは踏み込めませんでした。飛騨の中では、そういう事例がないわけではないと思います。いずれにいたしましても、次のステップとしてはご指摘のとおりだと思います。

司会 どうも、ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。

C 農林中央金庫のOBです。今日は、貴重なお話をありがとうございました。先ほどのAさんの質問にも関連してきますが、農協の立場で、この問題、考えていきますときに、特に農業の問題を中心に考えますと、これからのDXの問題とか、行政組織の在り方とか、そういったようなものもアフターコロナで新しい状態というものが求められる中で、いろいろな問題が、社会的にも出てくるのではないかと考えています。

差し当たっての問題としては、卸売市場という組織の問題や、流通業との関係などいろいろ考えなくてはならないと思います。すると、協同組合間連携だけでは済まないものもあるし、地域を軸にして考えると、一つの産地の中で、社会的共通資本のような形で連携を深めて、消費者の生活にも寄与していくということも考えられます。そうした意味で、やらなくてはいけないことがたくさんあると感じています。

このように協同組合として、どのように連携を深めていくかということとともに、卸売市場の問題は広域の概念になってきていて、なかなか難しいことがあると考えています。

そういった点で、この問題の先行きについて、いろいろご示唆、ご尽力をいただかなければいけない。役所のほうも縦割りになってる枠を、どうやって乗り越えていくかということもあります。もちろん、法律の問題は、ご指摘のように懸案ではありますが、一方では、連携というものも模索しなくてはならないわけで、先生のお力も今後ともお借りしたいと思っています。これらの点からのアドバイスをいただければありがたいと思っています。

石田 ありがとうございます。協同組合間連携を促進するためのループAというのは、地域の現場でどのような協働をするのかが大きなテーマとなっていますし、ループBというのは、その協働を促進するためのフレームワークをなす部分でして、法律をどうする、資本をどうする、といった議論が中心となります。ご指摘のように、ループBだけ議論していればいいわけではありませんし、ループAだけ議論していればいいわけではありません。アイデンティティという柱を中心に、ループAとループBの両方を回していただきながら、共生の社会づくりを進めていただきたいと思います。とくに中央機関の方々には、そのようなお考えの下でリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。細かいことはいろいろあろうかと思いますが、大きく言うと、以上のようなことではないかと思っております。

司会 ありがとうございます。では時間ですので、ご講演と質疑は以上でおわります。石田先生、ありがとうございます。休憩時間のあと、事例・実践報告と全体討論に入ります。よろしくお願いいたします。



■会員の声■

再び、わが著書を語る

～『事例からみた地域金融機関の信用リスク管理―営業現場における健全な融資判断―』
改訂版 発刊（2022年3月30日、きんざい刊、2970円）にあたって～

大阪信用金庫 管理部 石川 清英



本書は2015年6月、筆者の博士論文に基づき執筆した『信用金庫破綻の教訓―その本質と経営行動―』（日本経済評論社、2012年12月）に手を加え、地域金融機関の実務家向けに出版したものです。2017年9月には日本リスクマネジメント学会の優秀著作賞を受賞するなど、過分の評価をいただいた著書でもあります。本会報にも2017年11月に「わが著書を語る」という題目で掲載させていただきました。

本書は、地域金融機関、主として信用金庫の破綻事例を分析し、この教訓から、健全な地域金融機関経営を行うにはどうすれば良いかを、信用リスク管理面について提言することをテーマとしています。自ら勤務する信用金庫の破綻を経験し、その処理に携わった筆者自身の経験に基づくものです。意図したのは、地域金融機関の本部及び営業店の管理者や担当者を対象とした信用リスク管理の概要を理解するための教科書です。

全体的には事例を中心とした歴史的な記述が多く、その大半は時代に左右されない普遍的な内容となっています。しかしながら、出版後6年を経過し、加筆あるいは修正を加えたほうが良いと思われる部分もみられるようになってきました。また、金融検査マニュアルが廃止されるなど金融行政にも大きな変化がみられます。

さらに、現在、日本はコロナ禍にあります。地域金融機関は地元企業の存続のため、かつてない規模で事業継続融資を行っています。一方で超緩和的な金融政策が継続し、資金余剰と低金利下で不動産バブルらしきものが発生しているように見受けられます。歴史は繰り返されるのでしょうか。

このような環境下で、リスクアペタイト・フレームワークに言及するなど、金融庁の姿勢は地域金融機関に一層のリスクテイクを促す方向に向かっているように思えます。協同組織金融機関にとっては、会員企業の支援を行い、なおかつ健全経営を貫くには、難しいかじ取りが要求されます。非営利の協同組織金融機関である限り、一定の信用コスト負担が発生するのは宿命的なものです。これが過度の負担となると自己資本を毀損し破綻に至るからです。本書のテーマである、地域金融機関の信用リスク管理のあり方がますます重要になりつつあるといえるでしょう。

さて、前述のように、本書の大半は普遍的なものです。今回は統計データの更新と金融行政の変化等に係る部分を追記すると同時に、信用リスクマネジメント全般の基本となる部分を充実させ、より実務的・教科書的なものとしています。

業界において破綻を語ることはタブー視されがちですが、これらの実態を直視することが、業界の存続と発展に重要であると考えます。未曾有の金融緩和が継続している今こそ、これらの教訓を再び思い出さなければならないと思います。

■

◆定例研究会および総会のお知らせ◆

第148回定例研究会ならびに2022年度総会の開催のお知らせ

新型コロナウイルスの変異株による感染が予断を許さない状況にある中で、ロシアのウクライナ侵略が国際的に様々な分野に深刻な影響を及ぼし、日本国内でも様々な局面で深刻な影響が現れてきています。国民の生活にとっても、中小企業にとっても営業の存続が危ぶまれる事態が続出し、協同組織金融機関の役割も改めて問われる状況になっています。

こうしたなかで、当研究会としてどのようなことができるかなど会員の皆様とともに考え、調査・研究をすすめる方向性を見いだして行きたいと考えています。そこで、以下の日程で、定例研究会と2022年度の総会を開催することとしましたので、ご案内します。基本は、オンラインによる開催ですが、積極的なご参加をお願いする次第です。

記

○開催日：2022年5月27日（金）午後3時～5時30分

＊午後3時 ～4時30分：第148回定例研究会

午後4時40分～5時30分：2022年度総会

<第148回定例研究会>

テーマ：**地域金融機関とその融資先企業の関係性について**

講師：村上 真理氏（九州国際大学現代ビジネス学部教授・学部長）

◆報告の概要（報告者より）

ここではマーケティング論の中でも特に当事者間の関係性を重視する「リレーションシップ・マーケティング」を用い、望ましい信頼関係が相乗効果を生むことで、より大きな地域貢献につながることを検証した。具体的には、この分野の著名な研究であるモーガン&ハントの「KMV」モデルを尺度とし、担当者へのヒアリング等を通じてモデル適用の有効性を確認した後、金融取引ならではの関係性について考察した。

<2022年度総会>

議題：①2021年度事業報告・決算の承認、監査報告、②2022年度事業計画・予算の承認

③その他

○開催形態：Zoom ミーティングによるオンライン開催

○参加費：当研究会の会員は無料。会員外は1人1,000円（学生・院生は500円）

○申込：FAX または e-mail で、**5月25日（水）まで**に、事務局にお申し込みください。

＊参加者には資料とアクセス要領を事前に送付しますので、メールアドレスを必ずご明記ください。

協同金融研究会 事務局（担当：笹野、小島）

【FAX】03-3262-2260 【e-mail】kinyucoop@mail.goo.ne.jp

★お詫び★

事務局の不手際で、発行が遅れてしまいました。申し訳ありません。そのため、上記定例研究会と総会の本誌におけるお知らせも、直前になってしまいました。メールアドレスをご登録いただいている方には事前にお知らせしましたが、本誌で初めて知った方もおられると思います。ご参加については、事務局にご相談ください。